ベビーシッター派遣事業（初回利用・2回目以降）割引券申込書

（兼　ベビーシッター事業者変更届）

　　　　　※「初回利用・2回目以降」は該当する方を○で囲んでください。

令和　　年　　月　　日

※希望する割引券の種類にチェックを入れてください

　　　　　　　　　　　　　　　　　　職員番号

* ①ベビーシッター利用育児支援事業（通常分割引券）
* ②ベビーシッター利用育児支援事業（多胎児分割引券）

所　　　属

　　　　　　　　　　　　　　　　　　職　　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ﾌﾘｶﾞﾅ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　　名

* 新規採用女性教員利用支援を利用する

　 　　　　　　　　　　　　　　　　内　　　線

　　　　　　　　　　　　　　　　　　Eメール

　　　　　　　　　　　※氏名欄には健康保険被保険者証と同じ氏名を記載してください。

|  |  |
| --- | --- |
| １．対象児童の生年月日・学年  　　（令和7年4月1日現在） | 平成 ・ 令和　 年　 月　 日（　歳：小学　年）  平成 ・ 令和　 年 月　 日（　歳：小学　年）  平成 ・ 令和　 年 月　 日（　歳：小学　年）  平成 ・ 令和　 年 月　 日（　歳：小学　年） |
| ２．利用予定月および割引券利用予定枚数 | 利用月　　令和　 年　 月  利用予定枚数　　　　　計　　　　　　枚 |
| ３．申込理由  　　下記の申込理由のうち、当てはまるものにチェックしてください。その他の場合は、利用を必要とする理由をご記入願います。  　□　家庭内での保育　　　　□　保育園・幼稚園等への送迎　　　　□　その他  　その他の理由 | |
| ４．利用するベビーシッター事業者名：  　（変更するベビーシッター事業者名）： | |

※必要書類、提出先等については裏面をご参照願います。

|  |  |
| --- | --- |
| ダイバーシティ・  インクルージョン  推進本部　確認欄 | ・新規　・継続  □ベビーシッター会社との利用契約書（利用申込書）の写  □配偶者の在職証明書等　□お子様の年齢  配偶者が以下の状況にあることが分かるもの  □病気療養　　□求職活動　　□職業訓練　　□就学　　□その他  その他の理由 |

【注意事項】必ずお読みください

※　割引券は北海道大学に勤務する教職員がご利用いただけます。（原則、配偶者が在職中等であり、サービスを使わなければ就労することが困難な場合に利用可能です。）

※　割引券は「0歳児～小学校3年生の対象児童、その他健全育成上の世話を必要とする小学校6年生までの対象児童の家庭内での保育や世話並びに保育所等への送迎」を依頼する場合にご利用いただけます。（ベビールーム、集団保育、イベント保育、院内保育、ベビーシッター宅での保育等、教職員の家庭以外の場所での保育には使用できません。また、学童保育への送迎として割引券が使用できるのは、国の事業「放課後児童健全育成事業」として市町村へ届出がされている“放課後児童クラブ”のみ対象となります。）

※　本申込書に「ベビーシッター事業者との契約書（写）」、「配偶者の在職証明書（写）（本学在職者でない場合）」等を添付し、Eメールでダイバーシティ・インクルージョン推進本部へ提出願います。（添付書類の提出は基本的に毎年度の初回のみ。2回目以降は、利用予定枚数（利用予定月）を本申込書に記入の上、Eメールでお申込みください。なお、ベビーシッター事業者を変更する場合は、その都度「ベビーシッター事業者との契約書（写）」をご提出ください。）

※ 申込みやその他問い合わせについては、本学教職員から行ってください（出来る限り、メールでのお問い合わせにご協力ください）。学外の方（配偶者や親族等）を通しての申込みなどのご連絡はご遠慮ください。

※ 割引券の枚数には限りがありますので、必ず上限枚数以内で申込みください。ひと月の上限枚数の超過利用がBS事業者等により確認できた場合、利用キャンセルの対応となりますのでご注意ください。

※数か月分をまとめて申込みはできません。1か月ごとに申込書をご提出ください。また、予定が変更となり使用しなかった割引券は、翌月に持ち越してご使用いただけます。ただし、翌月に使用予定がない場合は、取消しを行いますので、担当にその旨必ずご連絡ください。利用予定日が決まっていない割引券を保持できるのは、対象児童1名につき2枚までです。

※対象となるサービス以外の利用や実態にそぐわない虚偽の申告、有効ではない書類の提出等が確認された場合は、利用を即時中止するとともに、過去利用分の一部または全額を返金していただく可能性がありますのでご注意ください。